

## カフェ運営業務委託公募実施要領

### 1. 実施業務の目的

本業務は、大治町スポーツセンター内におけるカフェ運営を行っていくものであり、SNSの活用や、利用者のモニタリングを実施し、公共施設内のにぎわいを創出するとともに、地域振興を図ることを目的とする。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名      カフェ運営業務
- (2) 実施場所    大治町大字北間島字藤田33-1 大治町スポーツセンター内
- (3) 営業時間    午前8時30分から午後5時まで（予定）
- (4) 休業日      毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）  
大治町スポーツセンターの休館日に準ずる
- (5) 業務内容    カフェの運営及びSNS等を活用した地域のにぎわいの創出
- (6) 履行期間    契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (7) 留意事項

本業務は、公共施設における運営でありカフェの営業開始から継続的に長期間運営管理ができる事業者であること。

事業計画等については、総会で成立するため、次年度以降の契約については、総会における予算成立を前提とする。

カフェ運営の準備期間中について費用は発生しないものとする。

スポーツセンター改修後（令和8年2月頃）を目途に営業できる体制を整える。

### 3. 参加資格

(1) 大治町商工会会員でありかつカフェに類する営業の実績があること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当しない者。

(3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から④までの要件に該当するものでないこと。

① 会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

④ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別破産開始の申立てがなされている者

(4) 町との連携事業でもあるため、市町村が課する税、料の滞納をしていないこと。

(5) 申請する事業者は、本業務内容に類似する業務の実績を有していること。

(6) 当該審査のために提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(7) カフェ運営業務を今後も長期的に継続可能であること。

#### 4. スケジュール

内 容	期 日
募集要領の公表	令和 6年 8月 5日
質問書の受付期限	令和 6年 8月12日 午後5時まで必着
質問書の回答	令和 6年 8月17日 予定
<u>参加申込書提出期限</u>	令和 6年 8月25日 午後5時まで必着
参加資格の審査	令和 6年 9月 5日 予定
<u>提案書の提出期限</u>	令和 6年 9月19日 午後5時まで必着
<u>プレゼンテーション</u>	令和 6年 9月中 予定
契約候補者の決定	10月の商工会理事会後に通知

#### 5. 参加申請書

##### ①提出書類

ア) 参加申込書【様式1】 1部

イ) 会社概要 【様式2】 1部

②提出期限 令和 6年 8月25日 午後5時まで(必着)

③提出方法 電子メールによる。提出期限必着とする。

④提出先 大治町商工会 daisyoko@aqua.ocn.ne.jp

## 6. 質問の受付及び回答

- ①提出書類 質問書【様式3】
- ②受付期限 令和6年8月12日 午後5時まで（必着）
- ③提出方法 電子メールによる。提出期限必着とする。
- ④提出先 大治町商工会 daisyoko@aqua.ocn.ne.jp
- ⑤回答方法 電子メールにより回答

## 7. 企画提案書の提出

### ①提出書類

	提出書類	様式	枚数
①	企画提案書表紙	様式5	1枚
②	実施体制調書	様式6-1、6-2	各1枚
③	業務内容に対する提案書	様式7	
④	業務工程表	自由様式	1枚
⑤	見積書	様式8	1枚

- ②提出期限 令和6年 9月19日 午後5時まで（必着）
- ③提出方法 電子メールによる。提出期限必着とする。
- ④提出先 大治町商工会 daisyoko@aqua.ocn.ne.jp

## 8. プレゼンテーションについて

- ①開催日時 令和6年9月中に実施予定（別途通知）
- ②開催場所 大治町商工会 2階
- ③出席者 1参加者3名以内
- ④提案時間 20分以内
- ⑤留意事項 プレゼンテーションは非公開とする。

## 9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限に遅延した場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④参加資格を有していないことが判明した場合
- ⑤企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑥審査員が失格にあたる自由があると認めた場合

## 10. その他留意事項

- ①提出書類については返却しない。
- ②参加申込をしてから、やむをえず参加辞退する場合は辞退届【様式5】を提出すること。
- ③提出書類はすべて電子メールでの提出とします。

## 11. 問い合わせ及び書類提出先

〒490-1137

海部郡大治町大字堀之内字南二反畑598番地

大治町商工会（鈴木・安井）

電話：052-442-4511

FAX：052-442-4597

e-mail：daisyoko@aqua.ocn.ne.jp



URL：<https://www.ooharu-sk.com>